

**平成 24 年第 2 回定例会
総務地域連携常任委員会説明資料
目 次**

◎議案補充説明

- 1 議案第 39 号
三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案について …… 1

◎請願の処理状況

- 1 近鉄内部・八王子線の存続について…………… 13
2 離島架橋の早期実現について…………… 15

◎所管事項

- 1 木曽岬干拓地の土地利用について…………… 17
2 バス交通対策について…………… 23
3 「美し国おこし・三重」の取組について…………… 25
4 地域スポーツの推進について…………… 31
5 第 76 回国民体育大会の開催準備について…………… 33
6 南部地域活性化に向けた取組状況について…………… 43
7 東紀州地域における集客交流について…………… 47

**平成 24 年 12 月 10 日
地域連携部**

1 議案第39号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案について

○三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行																		
別表第二（第二条関係）	別表第二（第二条関係）																		
<table border="1"> <tr> <td>一～三の二 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>四 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号。以下この項において「法」という。)及び同法の施行のための規則に基づく次に掲げる事務（墓地の区域の面積が五ヘクタール以上のものを除く。）</td><td></td></tr> <tr> <td>イ 法第十条第一項の規定による経営の許可</td><td></td></tr> <tr> <td>ロ 法第十条第二項の規定による変更又は廃止の許可</td><td></td></tr> <tr> <td>ハ 法第十八条第一項の規定による立入検査及び管理者からの報告の徴収</td><td></td></tr> <tr> <td>ニ 法第十九条の規定による施設の整備改善命令、使用の制限命令、使用禁止命令及び許可の取消し</td><td></td></tr> <tr> <td>ホ イからニまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</td><td></td></tr> </table>	一～三の二 (略)	(略)	四 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号。以下この項において「法」という。)及び同法の施行のための規則に基づく次に掲げる事務（墓地の区域の面積が五ヘクタール以上のものを除く。）		イ 法第十条第一項の規定による経営の許可		ロ 法第十条第二項の規定による変更又は廃止の許可		ハ 法第十八条第一項の規定による立入検査及び管理者からの報告の徴収		ニ 法第十九条の規定による施設の整備改善命令、使用の制限命令、使用禁止命令及び許可の取消し		ホ イからニまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で別に規則で定めるもの		<table border="1"> <tr> <td>一～三の二 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>四 削除</td><td></td></tr> </table>	一～三の二 (略)	(略)	四 削除	
一～三の二 (略)	(略)																		
四 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号。以下この項において「法」という。)及び同法の施行のための規則に基づく次に掲げる事務（墓地の区域の面積が五ヘクタール以上のものを除く。）																			
イ 法第十条第一項の規定による経営の許可																			
ロ 法第十条第二項の規定による変更又は廃止の許可																			
ハ 法第十八条第一項の規定による立入検査及び管理者からの報告の徴収																			
ニ 法第十九条の規定による施設の整備改善命令、使用の制限命令、使用禁止命令及び許可の取消し																			
ホ イからニまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で別に規則で定めるもの																			
一～三の二 (略)	(略)																		
四 削除																			
四の二～四の十四 (略)	四の二～四の十四 (略)																		
<table border="1"> <tr> <td>五 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号。以下この項において「法」という。）の規定に基づく次に掲げる事務</td><td>明和町</td></tr> <tr> <td>イ～ニ (略)</td><td></td></tr> <tr> <td>ホ 法第三十四条第一項において準用する法第十三条第一項の規定による専用水道の給水開始前の届出の受理及び法第三十四条第一項において準用する法第二十四条の三第二項</td><td></td></tr> </table>	五 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号。以下この項において「法」という。）の規定に基づく次に掲げる事務	明和町	イ～ニ (略)		ホ 法第三十四条第一項において準用する法第十三条第一項の規定による専用水道の給水開始前の届出の受理及び法第三十四条第一項において準用する法第二十四条の三第二項		<table border="1"> <tr> <td>五 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号。以下この項において「法」という。）の規定に基づく次に掲げる事務</td><td>明和町</td></tr> <tr> <td>イ～ニ (略)</td><td></td></tr> <tr> <td>ホ 法第三十四条第一項において準用する法第十三条第一項の規定による専用水道の給水開始前の届出の受理</td><td></td></tr> </table>	五 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号。以下この項において「法」という。）の規定に基づく次に掲げる事務	明和町	イ～ニ (略)		ホ 法第三十四条第一項において準用する法第十三条第一項の規定による専用水道の給水開始前の届出の受理							
五 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号。以下この項において「法」という。）の規定に基づく次に掲げる事務	明和町																		
イ～ニ (略)																			
ホ 法第三十四条第一項において準用する法第十三条第一項の規定による専用水道の給水開始前の届出の受理及び法第三十四条第一項において準用する法第二十四条の三第二項																			
五 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号。以下この項において「法」という。）の規定に基づく次に掲げる事務	明和町																		
イ～ニ (略)																			
ホ 法第三十四条第一項において準用する法第十三条第一項の規定による専用水道の給水開始前の届出の受理																			

<p><u>の規定による専用水道の業務</u></p> <p><u>委託の届出の受理</u></p> <p>ヘ 法第三十六条第一項の規定による<u>専用水道の施設の改善</u>の指示</p> <p>ト 法第三十六条第二項の規定による<u>専用水道の水道技術管理者</u>の変更の勧告</p> <p>チ 法第三十七条の規定による<u>専用水道の給水の停止</u>の命令</p> <p>リ 法第三十九条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>		<p>ヘ 法第三十六条第一項の規定による施設の改善の指示</p> <p>ト 法第三十六条第二項の規定による水道技術管理者の変更の勧告</p> <p>チ <u>法第三十六条第三項の規定による清掃その他必要な措置の指示</u></p> <p>リ 法第三十七条の規定による給水の停止の命令</p> <p>又 法第三十九条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>	
<p>五の二・五の三 (略)</p> <p>五の四 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号。以下この項において「法」という。）、薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下この項において「政令」という。）及び薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>イ 薬局に関する次に掲げる事務</p> <p>(イ) 法第八条の二第一項の規定による薬局開設者からの薬局に関する情報の報告の受理及び知事への送付</p> <p>(ロ) 法第八条の二第二項の規定による同条第一項の報告事項の変更報告の受理及</p>		<p>五の二・五の三 (略)</p> <p>五の四 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号。以下この項において「法」という。）、薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下この項において「政令」という。）及び薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>イ 薬局に関する次に掲げる事務</p> <p>(ア) <u>法第四条第一項の規定による薬局の許可</u></p> <p>(シ) <u>法第七条第三項ただし書の規定による薬局の管理者の兼務の許可</u></p> <p>(ハ) 法第八条の二第一項の規定による薬局開設者からの薬局に関する情報の報告の受理及び知事への送付</p> <p>(ニ) 法第八条の二第二項の規定による同条第一項の報告事項の変更報告の受理及</p>	

び知事への送付

(ハ) 法第八条の二第四項の規定による官公署への情報提供の要求の経由

び知事への送付

(ホ) 法第八条の二第四項の規定による官公署への情報提供の要求の経由

(ア) 法第十条の規定による薬局の廃止、休止、再開又は薬局管理者変更の届出の受理

(イ) 政令第二条の規定による薬局開設者の取扱処方せん数の届出の受理

(カ) 省令第一条第一項の規定による薬局開設許可申請書の受理

(ク) 省令第一条第三項の規定による薬局開設許可申請書に添付する医師の診断書に代える疎明書類の承認

(ヌ) 省令第六条の規定による薬局開設許可更新申請書の受理

(リ) 省令第十五条の四第二項の規定による郵便等販売届書の受理

(フ) 省令第十六条第四項の規定による薬局管理者変更届出書に添付する医師の診断書に代える疎明書類の承認

口 薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業に関する次に掲げる事務

(イ) 法第十二条第一項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可

(ロ) 法第十三条第二項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可

(ハ) 法第十三条第七項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の変更等の許可

(ニ) 法第十四条第一項の規

定による薬局製造販売医薬品製造販売業者の製造販売品目の承認

(ホ) 法第十四条第九項及び第十項の規定による薬局製造販売医薬品製造販売業者の製造販売品目の承認事項の変更の承認及び軽微な変更の届出の受理

(ハ) 法第十四条の九第一項及び第二項の規定による薬局製造販売医薬品製造販売業者の製造販売品目の届出及び変更届出の受理

(ヒ) 法第十九条第一項の規定による薬局製造販売医薬品製造販売業者の休廃止等の届出の受理

(フ) 法第十九条第二項の規定による薬局製造販売医薬品製造業者の休廃止等の届出の受理

(リ) 政令第四条第二項の規定による薬局製造販売医薬品製造販売業許可証の交付及び更新許可証の交付

(ヌ) 政令第五条第四項の規定による薬局製造販売医薬品製造販売業許可証の書換え交付申請の受理

(ヲ) 政令第六条第五項の規定による薬局製造販売医薬品製造販売業許可証の再交付申請の受理及び再交付後に発見した亡失許可証の返納受理

(ヲ) 政令第七条第二項の規定による薬局製造販売医薬品製造販売業の取消処分等による許可証の返納受理

(リ) 政令第八条第二項の規定による薬局製造販売医薬品製造販売業の取消処分等による許可証の返納受理

品製造販売業の許可台帳の作成

(イ) 政令第十二条第二項の規定による薬局製造販売医薬品製造業許可証及び更新許可証の交付

(二) 政令第十二条第四項の規定による薬局製造販売医薬品製造業許可証の書換え交付申請の受理

(外) 政令第十三条第五項の規定による薬局製造販売医薬品製造業許可証の再交付申請の受理及び再交付後に発見した亡失許可証の返納受理

(三) 政令第十四条第二項の規定による薬局製造販売医薬品製造業の取消処分等による許可証の返納受理

(四) 政令第十五条第二項の規定による薬局製造販売医薬品製造業の許可台帳の作成

(五) 政令第十九条第二項の規定による薬局製造販売医薬品製造販売業者の製造販売品目の承認台帳の作成

(六) 省令第十九条第一項の規定による薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請書の受理

(七) 省令第十九条第三項の規定による薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請書に添付する医師の診断書に代える疎明書類の承認

(八) 省令第二十三条第一項の規定による薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請書の受理

(九) 省令第二十五条第一項

口 医薬品販売業及び医療機器
販売業に関する次に掲げる事務

(イ)～(ア) (略)

八 薬局及び製造販売業等の監
督等に関する次に掲げる事務

(イ) 法第六十九条第二項の
規定による高度管理医療機
器等の販売業者若しくは賃
貸業者又は管理医療機器の

の規定による薬局製造販売
医薬品製造業許可申請書の
受理

(イ) 省令第二十五条第三項
の規定による薬局製造販売
医薬品製造業許可申請書に
添付する医師の診断書に代
える疎明書類の承認

(ヰ) 省令第三十条第一項の
規定による薬局製造販売医
薬品製造業許可更新申請書
の受理

(リ) 省令第三十一条第一項
の規定による薬局製造販売
医薬品製造業許可区分変更
申請書の受理

(オ) 省令第四十八条第一項
の規定による薬局製造販売
医薬品製造販売業者の製造
販売承認事項変更届出書の
受理

(ヲ) 省令第七十条第一項の
規定による薬局製造販売医
薬品製造販売業者の製造販
売品目の届出及び変更届出
の受理

八 医薬品販売業及び医療機器
販売業に関する次に掲げる事
務

(イ)～(ア) (略)

二 薬局及び製造販売業等の監
督等に関する次に掲げる事務

(イ) 法第六十九条第一項の
規定による薬局製造販売医
薬品の製造販売業者又は製
造業者からの報告の徴収及
びそれらの施設に係る立入
検査等

(ア) 法第六十九条第二項の
規定による薬局開設者、高
度管理医療機器等の販売業
者若しくは賃貸業者又は管

<p><u>販売業者若しくは賃貸業者からの報告の徴収及びそれらの施設に係る立入検査等</u></p>		<p><u>理医療機器の販売業者若しくは賃貸業者からの報告の徴収及びそれらの施設に係る立入検査等</u></p>	
<p>(d) <u>法第六十九条第三項の規定による薬局開設者からの報告の徴収及び施設に係る立入検査等</u></p>			
<p>(e) <u>法第七十条第一項の規定による高度管理医療機器等の販売業者若しくは賃貸業者又は管理医療機器の販売業者若しくは賃貸業者への廃棄回収等の措置命令</u></p>		<p>(f) <u>法第七十条第一項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、高度管理医療機器等の販売業者若しくは賃貸業者又は管理医療機器の販売業者若しくは賃貸業者への廃棄回収等の措置命令</u></p>	
<p>(g) <u>法第七十一条の規定による薬局製造販売医薬品の製造業者に対する検査受検命令</u></p>		<p>(h) <u>法第七十二条第三項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業者に対する構造設備の改善命令及び使用禁止措置</u></p>	
<p>(i) <u>法第七十二条第四項の規定による高度管理医療機器等の販売業者若しくは賃貸業者又は管理医療機器の販売業者若しくは賃貸業者に対する構造設備の改善命令及び使用禁止措置</u></p>		<p>(j) <u>法第七十二条第四項の規定による薬局開設者、高度管理医療機器等の販売業者若しくは賃貸業者又は管理医療機器の販売業者若しくは賃貸業者に対する構造設備の改善命令及び使用禁止措置</u></p>	
<p>(k) <u>法第七十二条の二第一項の規定による薬局開設者に対する業務を行う体制の整備命令</u></p>		<p>(l) <u>法第七十二条の三の規定による薬局開設者に対する法第八条の二第一項若しくは第二項の報告がないとき又は虚偽の報告をしたと</u></p>	

	きの報告命令又は報告内容 是正命令		きの報告命令又は報告内容 是正命令
(イ)	法第七十二条の四第一 項の規定による高度管理医 療機器等の販売業者若しく は賃貸業者又は管理医療機 器の販売業者若しくは賃貸 業者に対する業務運営改善 に必要な措置命令	(イ)	法第七十二条の四第一 項の規定による <u>薬局開設</u> <u>者、薬局製造販売医薬品の</u> <u>製造販売業者若しくは製造</u> <u>業者、高度管理医療機器等</u> の販売業者若しくは賃貸業 者又は管理医療機器の販売 業者若しくは賃貸業者に対 する業務運営改善に必要な 措置命令
(ア)	法第七十二条の四第二 項の規定による高度管理医 療機器等の販売業者若しく は賃貸業者又は管理医療機 器の販売業者若しくは賃貸 業者に対する許可等の条件 に対する違反の是正措置命 令	(ア)	法第七十二条の四第二 項の規定による <u>薬局開設</u> <u>者、薬局製造販売医薬品の</u> <u>製造販売業者若しくは製造</u> <u>業者、高度管理医療機器等</u> の販売業者若しくは賃貸業 者又は管理医療機器の販売 業者若しくは賃貸業者に対 する許可等の条件に対する 違反の是正措置命令
(イ)	法第七十三条の規定に による高度管理医療機器等の 販売業者若しくは賃貸業者 又は管理医療機器の販売業 者若しくは賃貸業者に対す る総括製造販売責任者等の 変更命令	(イ)	法第七十三条の規定に による <u>薬局開設者、薬局製造</u> <u>販売医薬品の製造販売業者</u> <u>若しくは製造業者、高度管</u> <u>理医療機器等の販売業者若</u> <u>しくは賃貸業者又は管理医</u> <u>療機器の販売業者若しくは</u> <u>賃貸業者に対する総括製造</u> <u>販売責任者等の変更命令</u>
(ア)		(ア)	法第七十四条の二第一 項の規定による <u>薬局製造販</u> <u>売医薬品の製造販売に係る</u> <u>承認の取消し</u>
(イ)		(イ)	法第七十四条の二第二 項の規定による <u>薬局製造販</u> <u>売医薬品の製造販売に係る</u> <u>承認の変更命令</u>
(カ)		(カ)	法第七十四条の二第三 項の規定による <u>薬局製造販</u> <u>売医薬品の製造販売に係る</u>

		<u>承認の取消し又は変更命令</u>
(イ) 法第七十五条第一項の規定による高度管理医療機器等の販売業者若しくは賃貸業者又は管理医療機器の販売業者若しくは賃貸業者に対する許可の取消し又は業務停止命令		(イ) 法第七十五条第一項の規定による <u>薬局開設者、薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、高度管理医療機器等の販売業者若しくは賃貸業者又は管理医療機器の販売業者若しくは賃貸業者に対する許可の取消し又は業務停止命令</u>
(ア) 法第七十六条の規定による高度管理医療機器等の販売業者若しくは賃貸業者又は管理医療機器の販売業者若しくは賃貸業者の許可等の更新を拒否する場合の処分の理由の通知及び弁明等の機会供与		(ア) 法第七十六条の規定による <u>薬局開設、薬局製造販売医薬品の製造販売業若しくは製造業、高度管理医療機器等の販売業者若しくは賃貸業者又は管理医療機器の販売業者若しくは賃貸業者の許可等の更新を拒否する場合の処分の理由の通知及び弁明等の機会供与</u>
(イ) 法第七十六条の六第一項の規定による指定薬物である疑いがある物品の検査を行う者の指定及び検査受検命令		(イ) 法第七十六条の六第一項の規定による指定薬物である疑いがある物品の検査を行う者の指定及び検査受検命令
(イ) 法第七十六条の六第二項の規定による同条第一項の命令を受けた者に対する製造、輸入、販売、授与又は陳列の禁止命令		(イ) 法第七十六条の六第二項の規定による同条第一項の命令を受けた者に対する製造、輸入、販売、授与又は陳列の禁止命令
(イ) 法第七十六条の七第一項の規定による違反指定薬物を取り扱う者に対する廃棄等の措置命令		(イ) 法第七十六条の七第一項の規定による違反指定薬物を取り扱う者に対する廃棄等の措置命令
(イ) 法第七十六条の七第二項及び第三項の規定による同条第一項の命令に従わない場合の職員による処分		(イ) 法第七十六条の七第二項及び第三項の規定による同条第一項の命令に従わない場合の職員による処分
(イ) 法第七十六条の八第一項及び第二項の規定による指定薬物等を発見した場合		(イ) 法第七十六条の八第一項及び第二項の規定による指定薬物等を発見した場合

<p>の報告徴収又は職員による立入検査等</p> <p>(イ) 省令第二百四十四条の規定による薬局開設者、高度管理医療機器等の販売業者若しくは賃貸業者又は管理医療機器の販売業者若しくは賃貸業者からの報告の徴収の際の理由の通知</p> <p><u>二 共通する次に掲げる事務</u></p> <p>(ア) 政令第四十四条の規定による高度管理医療機器等の販売業者若しくは賃貸業の許可証又は更新許可証の交付</p> <p>(イ) 政令第四十五条第二項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可証の書換え交付申請の受理</p> <p>(ハ) 政令第四十六条第二項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可証の再交付申請の受理</p> <p>(ニ) 政令第四十六条第三項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可証の再交付後に発見した亡失許可証の返納受理</p> <p>(ホ) 政令第四十七条の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の取消処分等による許可証の返納受理</p> <p>(ヘ) 政令第四十八条の規定</p>	<p>の報告徴収又は職員による立入検査等</p> <p>(イ) <u>法第七十七条の四の三の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者又は製造業者が製造した医薬品の回収の報告の受理</u></p> <p>(ハ) 省令第二百四十四条の規定による薬局開設者、高度管理医療機器等の販売業者若しくは賃貸業者又は管理医療機器の販売業者若しくは賃貸業者からの報告の徴収の際の理由の通知</p> <p><u>二 共通する次に掲げる事務</u></p> <p>(ア) 政令第四十四条の規定による薬局開設又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は更新許可証の交付</p> <p>(イ) 政令第四十五条第二項の規定による薬局開設又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の書換え交付申請の受理</p> <p>(ハ) 政令第四十六条第二項の規定による薬局開設又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の再交付申請の受理</p> <p>(ニ) 政令第四十六条第三項の規定による薬局開設又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の再交付後に発見した亡失許可証の返納受理</p> <p>(ホ) 政令第四十七条の規定による薬局開設又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の取消処分等による許可証の返納受理</p> <p>(ヘ) 政令第四十八条の規定</p>
--	---

による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可台帳の作成		による薬局開設又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可台帳の作成	
五の五～二十六の三 (略)	(略)	五の五～二十六の三 (略)	(略)
二十六の四 三重県小規模水道条例（昭和四十一年三重県条例第四十号。以下この項において「条例」という。）及び同条例の施行のための規則に基づく次に掲げる事務 イへり (略)	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、いなべ市及び志摩市	二十六の四 三重県小規模水道条例（昭和四十一年三重県条例第四十号。以下この項において「条例」という。）及び同条例の施行のための規則に基づく次に掲げる事務 イへり (略)	四日市市
二十七 三重県生活環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び同条例の施行のための規則に基づく次に掲げる事務（ばい煙等（炭化水素系物質を除く。）の排出の規制並びに土壤及び地下水汚染に関する規制に限る。ただし、ばい煙の排出の規制に係るものにあっては、工場に係るものと除く。） イ～チ (略)	四日市市	二十七 三重県生活環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び同条例の施行のための規則に基づく次に掲げる事務（ばい煙等（炭化水素系物質を除く。）の排出の規制並びに土壤及び地下水汚染に関する規制に限る。ただし、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係るものにあっては、工場に係るものと除く。） イ～チ (略)	四日市市
二十八～二十九の二 (略)	(略)	二十八～二十九の二 (略)	(略)
三十 三重県屋外広告物条例（以下この項において「条例」という。）及び同条例の施行のための規則に基づく次に掲げる事務 イ～ネ (略) 士 条例第二十七条の規定による指導、助言及び勧告 ラ 条例第二十七条の五第二項の規定による指導及び助言 ム 条例第二十七条の六第一項の規定による勧告 ウ 条例第二十七条の六第二項の規定による勧告 エ 条例第二十七条の六第三項の規定による公表 ノ 条例第二十七条の六第四項	津市、松阪市、鈴鹿市及び大紀町	三十 三重県屋外広告物条例（以下この項において「条例」という。）及び同条例の施行のための規則に基づく次に掲げる事務 イ～ネ (略) 士 条例第二十七条の規定による指導、助言及び勧告	津市、松阪市、鈴鹿市及び大紀町

の規定による意見を述べる機 会の付与		
三十一 三重県屋外広告物条例各市（津市、 (以下この項において「条例」松阪市及び という。) 及び同条例の施行の鈴鹿市を除 ための規則に基づく次に掲げるく。)、木曾 事務 イ～ヘ (略)	岬町、東員 町、菰野町、 朝日町、川越 町、多気町、 明和町、大台 町、玉城町、 度会町、南伊 勢町、紀北 町、御浜町及 び紀宝町	三十一 三重県屋外広告物条例各市（津市、 (以下この項において「条例」松阪市、鈴鹿 という。) 及び同条例の施行の市及びな ための規則に基づく次に掲げるべ市を除 事務 イ～ヘ (略)
三十二～三十六 (略)	(略)	三十二～三十六 (略)

採択された請願、陳情の処理状況

地域連携部 交通政策課

採択された定例会の別	受理番号	件 名	処理の経過及び結果
平成 24 年 第2回定例会	請願 第 19 号	<p>近鉄内部・八王子線の存続について</p> <p>(要 旨)</p> <p>北勢地区の高等学校等へ通学するため、数多くの生徒が近鉄内部・八王子線を利用しているので、その存続にかかる支援を切望する。</p>	<p>内部・八王子線に係る四日市市と近鉄の存続協議については、これまで協議状況等を確認し、支援に関する助言や情報提供を行ってきました。</p> <p>現在、四日市市では、市議会の総合交通政策調査特別委員会で議論が行われており、今後、財政的な負担を考慮したうえで存続方法が検討される予定です。</p> <p>また、県内部においては、教育委員会等と情報等の共有を図つており、四日市市と近鉄との協議状況や存続方法の具体化等に伴い、議論を行っていきます。</p> <p>今後とも、検討状況等を注視し、四日市市から県に対して要請等があれば、どのような支援が可能であるか検討していきます。</p>

採択された請願、陳情の処理状況

地域連携部 南部地域活性化局

採択された定例会の別	受理番号	件名	処理の経過及び結果
平成 21 年 第 2 回定例会	請願 第 52 号	離島架橋の早期実現について (要旨) 離島架橋の推進を更に積極的に図るとともに、特に、答志島架橋については、早期に実現されるよう請願する。	<p>離島架橋をはじめとする離島地域の振興について協議・検討する場として、平成 21 年 11 月 16 日、県及び鳥羽市、志摩市で構成する「離島振興担当課長会議」を設置しました。</p> <p>同会議では、全国的な事例を踏まえ、離島架橋の現状等について情報収集及び意見交換を行っており、平成 22 年度は、離島架橋が整備された地域を対象にアンケート調査を実施し、平成 23 年度は、前年度のアンケート調査のフォローアップとして、現地調査を実施しました。</p> <p>今年度は、離島振興法の改正に伴い、離島振興計画の策定作業を進めています。</p> <p>今後とも引き続き、同会議において、離島架橋を含む離島振興の諸課題や定住条件の整備について、協議・検討を行っていきます。</p>

1 木曽岬干拓地の土地利用について

1 メガソーラー事業の誘致

木曽岬干拓地の伊勢湾岸自動車道に隣接する南側の約62haにメガソーラー事業の誘致を図るため、この度、設置運営事業候補者を決定したところです。

事業者の選定については、施工・維持管理方法等の事業実施計画や、収支・実施体制等の事業遂行能力、また、産業振興、環境教育等の地域活性化の観点での取組を審査項目として企画提案コンペ方式により行い、選定委員会による選定手続を経て事業候補者を決定しました。

今後、選定された事業候補者は、事業の着手に向け、電力会社等との系統連系協議等の諸手続きを進めていく予定です。

(1) 事業候補者

丸紅株式会社（住所 東京都千代田区大手町一丁目4番2号）

(2) 事業概要

①想定最大出力 48,700kW（太陽光パネル容量）

②想定年間発電量 53,334,000kWh/年

（約15,000世帯の年間使用電力量に相当）

③総事業費 約160億円

④事業期間（予定）

ア 工事期間 1年5ヶ月間

平成25年5月～平成26年9月

イ 運転期間 20年間

平成26年10月～平成46年9月

2 木曽岬干拓地土地利用検討協議会の設立

伊勢湾岸自動車道北側では、平成25年度の供用に向けて「わんぱく原っぱ」の整備を進めており、また、その南側の「新エネルギーランド」（旧冒険広場・デイキャンプ場）にはメガソーラー事業の誘致が決定したところです。

このように、干拓地の供用に向けた動きが具体化してきたことから、地元市町と連携を図り、木曽岬干拓地の今後の土地利用を検討することを目的として、副知事、地元市町長（桑名市、木曽岬町）、地域連携部長、桑名県民センター所長を構成員とする木曽岬干拓地土地利用検討協議会を平成24年11月22日に設立しました。

協議会では、干拓地の経緯や整備状況、これまで進めてきた都市的土地区画整備に向けた調査について、情報共有を図るとともに意見交換を行いました。

また、土地利用検討の進め方について、平成25年度中には木曽岬干拓地全体の土地利用の方向性を定め、平成26年度には土地利用計画が策定できるよう市町と連携して検討を進めることで合意を得ました。

今後は、このスケジュールに沿って、地元市町との連携や愛知県との情報共有を図りながら土地利用の検討を進めていきます。

【参考】

1 公募の概要

企画提案コンペ方式

企画提案書提出者数 6社 (企画提案コンペ参加者 6社)

事業の区域	三重県桑名市長島町老松地内～桑名郡木曽岬町新輪地内 愛知県弥富市曙地内
貸付面積	約78ha (三重県約62ha 愛知県約16ha)
事業期間	運転開始から20年の予定
主な提案項目	①事業実施計画 (施工・維持管理方法、土地希望貸付料など) ②事業遂行能力 (収支、実施体制など) ③地域活性化 (産業振興、環境教育など)

2 産業振興、地域貢献に関する事業候補者からの提案概要

地元自治体等と協議を進め、同意を得た上で実施

(1) 産業振興

ア 施設建設や事業運営において、地域の事業者を積極的に活用するなど、地域雇用の創出

→建設期間 (1年5ヵ月間に、1日あたりのピーク時300人)

→運転期間における現地事務所設置と現地雇用 (2～3名)

イ メガソーラー関連設備については、県内で生産される部材や製品を積極的に使用

→太陽光パネルは、国内メーカーをできる限り多く採用

→太陽光パネルの付帯設備における地元生産品の活用

ウ 総合商社の強みを活かし、地域中小企業の新事業展開に協力 (勉強会等の開催)

エ 太陽光発電、太陽熱の自然エネルギーを利用し、EMS (エネルギー・マネジメント・システム) を導入したエネルギー地産地消の実現

(2) 地域貢献

ア 事業運営については、地元に、新たに発電事業会社を設立

イ 非常災害時などには、電気自動車などへの電力提供に貢献

ウ メガソーラーを活用した環境教育施設の整備を行い、地域の小中学生などの環境学習に貢献

エ 地域と共に積極的に新エネルギー導入の提言を行い、実施していくことを模索

3 その他

(1) 土地賃借料

約 26億4千万円 20年間合計 (三重県分)

(2) 税収 (事業者の試算による)

地方税 (固定資産税等)

約 25億円 20年間合計 (県、3市町分)

木曽岬干拓地の土地利用計画

国道23号



木曽川大橋

伊勢湾岸自動車道

木曽川

■土地利用計画

面積: ha

施設の種別	三重県	愛知県
建設発生土ストックヤード	20.0	—
野外体験広場 わんぱく原っぱ	61.5	11.4 (北)
新エネルギーaland	63.6	17.2
運動広場 各種競技ゾーン	24.9	15.2
多目的スポーツゾーン	41.5	
農業体験広場	50.1	—
自然体験広場	60.0	27.9
その他 水路等	13.6	7.9
合計	335.2	79.6

—— 環境影響評価実施区域

----- 県境



木曽岬干拓地土地利用検討協議会要綱

(目的)

第1条 木曽岬干拓地における土地利用のあり方について調査、検討するため、木曽岬干拓地土地利用検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、次の事項の協議を行う。

- 一 木曽岬干拓地の土地利用の検討に関すること。
- 二 その他、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、議長、委員をもって構成する。

- 2 議長は、協議会を統括するものとし、三重県副知事をもって充てる。
- 3 協議会委員は、次の者とする。
 - 一 桑名市長、木曽岬町長
 - 二 三重県地域連携部長
 - 三 三重県桑名県民センター所長
- 4 協議会は、議長が招集する。
- 5 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(調整会議)

第4条 協議会に下部組織として、県、市町の担当部課長等で構成する調整会議を置く。

- 2 調整会議は、次に掲げる事項について協議する。
 - 一 協議会において指示を受けた事項の調整等
 - 二 協議会への報告事項の調整等
- 3 調整会議は、座長、委員をもって構成する。
- 4 座長は、調整会議を統括するものとし、三重県地域連携部水資源・地域プロジェクト課長をもって充てる。
- 5 委員は、次の者とする。
 - 一 桑名市、木曽岬町の担当部課長
 - 二 三重県桑名県民センターの県民防災室長
- 6 調整会議は、座長が招集する。
- 7 調整会議は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 協議会及び調整会議の事務局を三重県地域連携部水資源・地域プロジェクト課に置く。

附則

この要綱は、平成24年11月22日から施行する。

2 バス交通対策について

1 これまでの経緯

バス交通対策にかかる市町との役割分担については、市町とのこれまでの議論により、複数市町をまたぐ「地域間バス」については県が、日常生活の移動ニーズに対応した「地域内バス」については市町が、主体的に担うことと整理されました。

また、国の補助制度が平成23年度から改正され、これまで補助対象外であった市町の「地域内バス」に対しても、一定の要件を満たせば、国の補助が受けられるようになりました。

さらに、昨年度の事業仕分けで、市町バスに対する県補助金は「要改善」と判定され、「国の補助制度を活用する方向で改善すべき」等の意見が出されました。

以上のような議論や国の補助制度の改正等を受け、昨年度、これから県の支援のあり方について市町と協議を行い、県は複数市町をまたぐ「地域間バス」に財源を集中して、その維持確保に努め、市町バスに対する県補助金は平成25年度補助分から廃止することを説明し、了解を得ました。

2 市町バス県補助金に対する経過措置

市町バスに対する県補助金の平成25年度からの廃止について、平成24年3月の政策総務常任委員会の委員長報告で経過措置の検討が求められました。また、県としても、市町が国の補助制度を活用できるよう見直し等を行うための期間を考慮する観点から、次のような措置を取りたいと考えています。

(経過措置の概要)

経過措置として、平成25年度においては、補助率を現行の率の1／2に引き下げるることとし、補助金は平成26年度分から廃止します。

3 今後の対応

バス交通を県民の移動手段として存続させ、利便性の高いものへ転換していくためには、末端の移動を担う「地域内バス」から、「地域間バス」や鉄道へ乗り継ぎるよう、生活交通のネットワーク化を進めていくことが求められています。

県は、こうした生活交通のネットワーク化を進めるため、国の制度を活用して「地域間バス」を支援していくとともに、市町の「地域内バス」が国の補助対象となるよう、引き続き、市町に対して助言や情報提供等を行っていきます。

3 「美し国おこし・三重」の取組について

1 地域での美し国おこし

(1) 座談会等の開催状況

「地域づくりに取り組んでいる」・または「これから始めようとする」住民の皆さんを対象に、地域の課題や将来の展望を語る場である座談会、説明会等を市町と調整の上、平成 24 年度は 11 月までに 504 回開催しました。

(2) パートナーグループ登録の状況

「美し国おこし・三重」の取組の趣旨に沿って、自発的に地域をよりよくしていこうとする活動を行うパートナーグループに、平成 24 年度は、11 月までに新たに 110 グループが登録し、11 月末時点で 450 グループの登録となりました。

(3) 拡大座談会の開催

平成 24 年度は、11 月までに県内 11 か所で開催し、延べ 686 人に参加いただきました。[別紙 1 参照]

(4) サポートメニュー

① 人材育成研修

パートナーグループや中間支援組織の皆さん、県・市町職員等を対象として、マネジメント研修を次のとおり実施しました。

鈴鹿会場（9 月 12 日（水）、42 人）、尾鷲会場（10 月 10 日（水）、26 人）、伊賀会場（10 月 31 日（水）、28 人）

② 専門家派遣の実施

パートナーグループの活動を活性化し、課題を解決するため、パートナーグループの要請に基づき、プロデューサーと協議の上、専門家の派遣を行っています。平成 24 年度は、11 月までに 16 件、32 回（日）の派遣を行いました。

③ 財政的支援の実施

プロジェクトを企画し、認定を受けたパートナーグループに対し、自立・持続していくために必要な初期投資にかかる経費を、市町の考え方沿って、1 回に限り市町とともに支援しています。平成 24 年度は、11 月までにパートナーグループに対して 1 件、市町が参画する実行委員会に対して 2 件、計 3 件のプロジェクトが採択されました。

2 テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし

(1) 「地域の誇り・地域の夢」(平成 23、24 年度)

「人と地域の絆づくり」の理念に基づき、『地域の誇り・地域の夢』をテーマとして、歴史・文化をとおした人々と地域のつながりを深め、地域の誇りを見つめ直し、豊かな地域社会づくりをめざすテーマプロジェクトに取り組んでいます。

具体的には、パートナーグループをはじめとして地域づくりに取り組むグループ・団体の皆さんのが自分たちの地域にまつわる歴史や逸話・謂われ等の「物語」を活用して、自らの活動を促進するとともに、地域資源の付加価値を高め、元気な地域づくりにつなげていく「物語おこしプロジェクト」を 10 月下旬～12 月下旬にかけて県内各地で展開しています。

[別紙 2 参照]

(2) 「つむぐ想い・つながる心」(平成 24、25 年度)

「人と人の絆づくり」の理念に基づき、『つむぐ想い・つながる心』をテーマとして、絆づくりの場や機会をつくることで、一人ひとりが絆を紡ぎあげ、誰もがお互いに支えあい、助け合える環境づくりをめざすテーマプロジェクトに取り組んでいます。

具体的には、パートナーグループをはじめとして地域づくりに取り組むグループ・団体の皆さんのがそれぞれの活動において、「人と人の絆づくり」に向けた「場づくり」を目的とした、ユニークな企画とその運営を行うことで、自らの活動を促進し元気な地域づくりにつなげていく「人と人の絆の場づくりプロジェクト」などを 8 月下旬～1 月下旬にかけて県内各地で展開しています。[別紙 2 参照]

(3) テーマプロジェクトにおける主な情報発信事業

① みんなで動くと、こんなにすごい！「美し国おこし・三重」フォトコンテストの実施

平成 24 年度に展開しているテーマプロジェクトを広く発信し、より多くの県民の皆さんのがテーマプロジェクトへの参加・参画を促進するために、フォトコンテストを平成 24 年 8 月 5 日(日)から平成 25 年 1 月 25 日(金)まで実施しており、三重県出身の写真家である浅田政志氏デザインによるポスター、チラシ等により募集しています。

② ラッピング電車（2両）におけるフォトコンテストポスター集中掲出

フォトコンテストの告知と「美し国おこし・三重」の PR を目的として、近畿日本鉄道株の名古屋線などで運行中の「美し国おこし・三重」ラッピング電車車内のドア横、中吊りすべてのポスター枠に、「美し国おこし・

「三重」フォトコンテストポスターを集中掲出するADトレインを平成24年10月1日（月）から10月28日（日）まで運行しました。

なお、「美し国おこし・三重」ラッピング電車については、これまで、1両のみで運行していたものを、10月1日から新規に1両追加し2両編成で平成25年3月29日（金）まで運行する予定です。

3 プロデュース業務の移管

県外在住プロデューサーの地域づくりに関するノウハウ・専門知識などが、本取組終了後にも地域に残るよう、県内の中間支援組織へのプロデュース業務の移管を進めているところです。平成24年度は、県内で公募を行い、次の4地域で委託をしています。

- ・四日市地域：特定非営利活動法人 市民社会研究所
 - ・津地域：特定非営利活動法人 津市NPOサポートセンター
 - ・松阪地域：特定非営利活動法人 Mブリッジ
 - ・伊勢志摩地域：特定非営利活動法人 いせコンビニネット
- *津地域は、平成24年度10月から委託

平成24年度は、総合プロデューサー1人及び地域担当プロデューサー5人の計6人（有限会社 Landa Associates）と、四日市・津・松阪・伊勢志摩地域の地域担当プロデューサー計4人（上記各委託先）の、合わせて10人の体制（平成23年度は6人）でプロデュース業務を実施しています。

4 「美し国おこし・三重」交流フェスタ（仮称）の開催

パートナーグループの皆さんをはじめ、広く県民の皆さんに参加を呼びかけ、これまでの「美し国おこし・三重」の取組やパートナーグループの活動の成果を発表し、相互の交流連携の促進や県内外へ情報発信するため、「美し国おこし・三重」交流フェスタ（仮称）を次のとおり開催する予定です。

日時 平成25年3月2日（土）10:00～16:00

場所 メッセウイング・みえ（津市）

平成24年度拡大座談会開催実績

H24.11.30現在

	名 称	内 容	実施日	場 所	参 加 者 数	備 考
1	「美し国おこし・三重」くわな手作り大縁会 ～みんなで作るしあわせネットワーク～ (桑員地域拡大座談会)	・はんどめいどマーケット ・xChange ・プロアクションカフェ ・各種体験講座	6月2日 (土)	くわなメディ アライヴ	350	桑名ハンドメイ ドの会と共同開 催
2	「美し国おこし・三重」熊野市拡大座談会 ～木本「まちあるき」とふりかえり座談会～	・まちあるき ・ふりかえり座談会	6月3日 (日)	紀南ツアーデ ザインセン ター他	50	木本古道通りの 会、木本探検俱 楽部、松本峰・ 熊野市部会、日 本風景街道「伊 勢熊野みち」推 進協議会と共同 開催
3	エコイベントを考える交流会 (「美し国おこし・三重」四日市地域拡大座 談会)	・講演 ・交流会	7月21日 (土)	三重県鈴鹿山 麓研究学園都 市センター	25	Mieこどもエコ フェアの開催に 合わせ実施
4	「ぼうさい☆くまの」拡大座談会	・座談会	7月27日 (金)	熊野庁舎会議 室	18	「私達の故郷を 地震や津波から 守り隊」と共同 開催
5	「美し国おこし・三重」第2回桑員地域拡大 座談会	・各種体験講座 ・音楽交流会 ・座談会	8月26日 (日)	ながしま遊館	67	NPO福祉ネットど んぐりと共同開 催
6	「美し国おこし・三重」四日市地域絆づくり 大縁会	・座談会 ・活動、成果発表 ・販売、展示等	9月22日 (土)	天然温泉 ユーユー・カ イカン	73	リブロ様の協力 により開催
7	第2回「食」と「農」でつながる拡大座談会 (鈴鹿地域拡大座談会)	・講演 ・座談会	10月2日 (火)	「鈴峰の里」 及びSakura- café	29	
8	チチ女子会in外宮・せんぐう館 (伊勢地域拡大座談会)	・せんぐう館見学 ・交流会	10月3日 (水)	伊勢菊一	12	
9	「美し国おこし・三重」拡大座談会「浦々の かあちゃん大集合」	・グループ活動紹介 ・ワークショップ ・交流会	10月16日 (火)	三重県立熊野 古道センター	13	
10	「美し国おこし・三重」伊勢地域拡大座談会 ～丹敷戸畔の謎解明プロジェクト ぶらっと いこかあ～	・講演 ・まち歩き ・交流会	10月28日 (日)	紀勢老人福祉 センター	25	ISOMONG、 アンチョビ・ サーデン錦、戸 畔の会と共同開 催
11	「美し国おこし・三重」伊賀地域拡大座談会 ～皆さんの活動について私たちに色々と教えて ください～	・交流会 ・情報交換会	11月19日 (月)	ゆめぱりすセ ンター	24	

参加者数計 686

平成24年度 テーマプロジェクト実施事業【合計33事業】

テーマ「地域の誇り・地域の夢」物語おこしプロジェクト【16事業】

※TPM:テーマプロジェクトミーティング

No	代表グループ・団体	市町	提案事業名	実施時期
企画提案事業【5】				
1	菰野民話語りの会	菰野町	民話でめぐる菰野ぐるり（東海民話フォーラム）	TPM:8/4 9/1 10/6 11/3 12/1 フォーラム:12/2
2	鈴鹿不断桜グループ	鈴鹿市 伊勢市 熊野市	「美し国・三重」の物語おこし 紙芝居キャラバン隊	TPM:7/20 上演会:11/11 11/25 12/17
3	伊賀暮らしの文化探検隊	伊賀市	古地図から見る町家ぶらり探検	TPM:8/18 9/8 10/13 まち歩き:11/10
4	関船衆	紀北町	引本ひもときプロジェクト	TPM:9/23 関船祭り:10/21 調査発表会:11/11
5	尾呂志地区活性化プラン推進委員会	御浜町	「尾呂志の歳時記」体験イベント（みんなでやろらい！未来へ伝える「尾呂志の歳時記」づくりプロジェクト）	TPM:7/28 9/29 交流会:12/9
地域イベント事業【10】				
6	桑名の千羽鶴を広める会	桑名市	狂歌に秘められた恋物語	10/28
7	ふるさと三重を愛する会	四日市市	三重ふるさとウォーク	11/11
8	金王道ふれあい探訪ウォーキング	亀山市	金王道ウォーキング	11/10
9	安濃津ガイド会	津市	津を極めるシリーズ 卷の二「錆物師辻家」を極める	12/1
10	史跡斎宮跡・伊勢街道まちづくり会	明和町	伊勢街道ウォークと斎宮浪漫まつり	10/27
11	蒲生氏郷公顕彰会	松阪市	蒲生氏郷公が築いた松坂城跡や堀跡をめぐるウォーク（氏郷まつり同時開催）	会長病気のため中止
12	牛草山を守る会	度会町	度会町日向コースで牛草山に登ろう	11/11
13	ISOMON6、アンチョビ・サーデン錦、戸畔の会	大紀町	丹敷戸畔の謎解明プロジェクト「ぶらっといこか～！」	10/28
14	民活『伊賀隠史サイエンス倅』	名張市	壬申の乱の道、そして斎宮へ	10/27
15	天女座 天女の会	龍野市	天女神楽	11/24
実行委員会主催事業【1】				
16	アラマタ流 物語おこし(荒俣宏 講演会)	津市	荒俣宏氏(作家)による物語おこし講演会の開催	講演会:11/25

テーマ「つむぐ想い・つながる心」人と人の絆の場づくりプロジェクト【15事業】

No	代表グループ・団体	市町	提案事業名	実施時期
企画提案事業【5】				
1	特定非営利活動法人 愛マムズIT俱楽部	四日市市	子育て支援団体とママとの絆づくり「三重子育てITフォーラム2012」facebookを活用しバーチャルな出会い～実際の交流～より深いつながりへ	TPM(セミナー):8/24、9/21、10/19、11/20 フォーラム:12/5
2	「太陽の宴」実行委員会	四日市市	太陽の宴2012開催事業～市民手づくりの環境・防災、音楽イベントを目指して～	TPM:8/24 太陽の宴2012:9/29、30(9/30PMは台風のため中止)
3	四日市ウミガメ保存会	四日市市	漂着ゴミ問題を考える答志島奈佐の浜海岸清掃とシンポジウム等開催事業	TPM:8/23、8/29 奈佐の浜海岸清掃とシンポジウム:9/8
4	特定非営利活動法人 災害ボランティアネットワーク鈴鹿	鈴鹿市	子ども防災サミット	TPM:8/4、5 子ども防災サミット:H25/1/17
5	「竹の都・明和」農業生産研究会	松阪市 明和町	竹燈夜 －TAKETOYA－ キャンドルナイト&イルミネーションin松阪	TPM:10/1(啓発説明会) 竹燈夜:10/28 → 大雨のため中止
地域イベント事業【10】				
6	NPO福祉ネット どんぐり	桑名市	親と子の「ほのぼのブレイク」	8/26
7	磯津環境学校	四日市市	磯津環境学校	8/25
8	Sakura café プロジェクト	鈴鹿市	夏休みクラフト体験	8月に8回
9	亀山“駅”サイティングまつり実行委員会	亀山市	亀山“駅”サイティングまつり	10/14
10	特定非営利活動法人 海の達人	津市	第7回海のバリアフリーまつり	9/8・9
11	ミズ・ネットワーク松阪	松阪市	東海・北陸商店街おかみさんサミット IN 松阪	9/5
12	膳	大紀町	マコモ収穫祭	10/14
13	イガデハク実行委員会	伊賀市	イガデハク@伊賀でデザイン博	11/30 12/1 12/2
14	交流空間みやま、天満浦百人会、ふるさと企画舎	尾鷲市 紀北町	尾鷲・紀北地域のソーシャルレジャー	10/20 11/18 12/8
15	熊野元氣塾	御浜町 紀宝町	地域づくりボランティア交流事業	8/17～21

テーマ「つむぐ想い・つながる心」人と人の絆づくり実践プロジェクト【コアイベント2事業】

No	名 称	内 容	実施時期
1	M祭(三重県総合文化センターのこどものおまつり)2012	パートナーグループ(3PG)のワークショップなど	8/5
2	全国ボランティアフェスティバルみえ	第13分科会(4PG出演による講演)、拡大分科会(ワールドカフェ)	9/29,30 (9/30PMの拡大分科会は台風のため中止)

4 地域スポーツの推進について

1 現状

本県では、平成 33 年の国民体育大会等の大規模大会の開催を控えており、これらの大会を一過性のイベントにしないためにも、さまざまな主体と連携しながら、地域スポーツを推進し、地域の活性化を目指しています。

本年度は、県のホームページに県内市町のスポーツイベントを掲載し、情報発信に努めています。

(1) スポーツコミッショントリニティについて

市町のスポーツイベントの誘致、開催に向けての組織づくりや運営の支援のため、日本スポーツツーリズム推進機構（JSTA）の協力を得て、アドバイザーの派遣を鈴鹿市、紀北町に行いました。

今後のイベントの方向性や地域資源の有効活用等の専門的な見地からのアドバイスは、市町にとって地域の活性化を進めるうえで、参考になりました。

①鈴鹿市 平成 24 年 10 月 18 日（木）

内 容：鈴鹿シティマラソンを市の経済・観光振興につなげる取組

参加者：鈴鹿シティマラソン実行委員会（秘書課、商業観光課、スポーツ課、商工会議所、観光協会、体育協会、（株）モビリティランド営業部他）

○世界に誇る鈴鹿サーキットを活用したイベントとして展開するためには、官民の連携が必要との意見が出されました。

②紀北町 平成 24 年 10 月 19 日（金）

内 容：スポーツ合宿やスポーツ大会による「交流人口」の増加を目指す取組

参加者：副町長、商工振興課、教育委員会生涯学習課、観光協会他

○豊かな自然や歴史（山、森林、川、海等）を活用し、都会との交流に活かす地域づくりを進める必要があるとの意見が出されました。

(2) メディカルサポート活用事業について

市町が開催するスポーツ大会に県スポーツリハビリテーション協会等の関係団体と連携して、スポーツトレーナー等を名張市に派遣し、参加者が安心して大会に臨むことができるなど、大会を充実させるとともに、スポーツ医科学人材の育成を図りました。

また、今後、名張市（2回目）、菰野町においても実施します。

①名張市

平成 24 年 11 月 18 日（日）

2012 名張ひなち湖紅葉マラソン大会（参加者 703 名）

平成 25 年 2 月 24 日（日）予定

名張青蓮寺湖駅伝競走大会

②菰野町

平成 25 年 3 月 31 日（日）予定

第 1 回菰野ヒルクライムチャレンジ in 鈴鹿スカイライン

(3) トップチーム地域活性化活用事業について

市町が実施する地域の子どもたちを対象としたスポーツ教室に国内のトップリーグに参加しているクラブチーム(伊賀FCくノ一)を名張市、菰野町に派遣し、スポーツ教室の支援をするとともに、伊賀FCくノ一クラブチームの周知を図りました。

その結果、サッカーチームへの入団希望者が増える等の効果がありました。

①名張市

平成24年10月8日(月)

体育・健康フェスタ2012 (参加者 220名)

②菰野町

平成24年11月24日(土)

元気アップスポーツ教室 (参加者 110名)

2 課題

- ① 3事業とも、市町のスポーツを所管する部局だけが取り組むのではなく、広く関係者と連携する必要があります。
- ② メディカルサポートの人材確保のために、関係団体と一層の連携が必要です。
また、トップチーム地域活性化活用事業では、地域の要望に広く応えるために、伊賀FCくノ一(サッカー)だけでなく、他のトップチームとの連携が必要です。

3 今後の対応

(1) スポーツコミッショントラスト事業について

市町のスポーツコミッショントラスト事業に向けた取組に対し、アドバイザーを派遣することで、スポーツ、観光、産業振興等との連携が必要であると関係者に理解いただきました。

今後は、市町のスポーツコミッショントラスト事業の組織化に向けて働きかけていきます。

(2) メディカルサポート活用事業について

市町の実施する大会やイベントが一層充実した取組になるよう、人材確保をする必要があり、より多くの関係団体との連携を図ります。

(3) トップチーム地域活性化活用事業について

競技団体や伊賀FCくノ一(サッカー)、ホンダヒート(ラグビー)、バイオレットアイリス(ハンドボール)等のトップクラブチームとの連携を図り、市町の意向を反映しながら、子どもたちがスポーツに親しむ機会の拡充につながるよう取り組みます。

5 第76回国民体育大会の開催準備について

1 現状

平成33年に本県で開催することが内々定している国民体育大会に向けて、去る8月31日（金）、四日市都ホテルにて第76回国民体育大会三重県準備委員会の設立総会、第1回総会及び第1回常任委員会を開催しました。

このことを受けて、10月15日（月）に第1回総務企画専門委員会を、10月16日（火）に第1回施設専門委員会を設置しました。

また、10月19日（金）に第1回市町連絡調整会議、及び第1回競技団体連絡調整会議を合同で開催しました。

なお、この会議には、教育委員会保健体育課も同席し、平成30年に本県を中心とした東海ブロックで開催予定の全国高等学校総合体育大会の準備状況等についても説明しました。

(1) 第1回総務企画専門委員会について（別紙1）

国民体育大会の開催概要、開催準備経過や準備委員会第1回総会、及び第1回常任委員会における決定事項について、報告しました。

その後、「会場地の選定に向けた取組に係る基本的な考え方」について審議・決定しました。

(2) 第1回施設専門委員会について（別紙2）

国民体育大会の開催概要、開催準備経過や準備委員会第1回総会、及び第1回常任委員会並びに第1回総務企画専門委員会における決定事項について、報告しました。

その後、「競技施設基準」について審議・決定しました。

(3) 第1回市町連絡調整会議、及び第1回競技団体連絡調整会議（別紙3、4）

市町並びに競技団体連絡調整会議の設置や準備委員会の概要等についての報告とともに、「会場地の選定に向けた取組に係る基本的な考え方」について説明し、市町、及び競技団体に対して、会場地選定の作業に着手するよう要請しました。

2 課題

各専門委員会において、会場地の選定に向けた取組に係る基本的な考え方や競技施設基準が審議・決定されました。

今後は、市町や県体育協会、各競技団体等の関係機関・団体と十分協議しながら、会場地市町の選定を進めていく必要があります。

3 今後の対応

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| 12月21日（金） | 市町や競技団体の会場地意向の取りまとめ |
| 1～2月 | 現地調査やヒアリング等、会場地の選定作業 |
| 3～4月（予定） | 国体準備委員会第2回総務企画専門委員会において、第1次会場地選定案の審議 |
| 4～5月（予定） | 国体準備委員会第2回常任委員会において、第1次会場地選定案の審議・決定 |

第76回国民体育大会 会場地の選定に向けた取組に係る 基本的な考え方について

1 会場地選定に係る基本事項（【参考】参照）

- (1) 第76回国民体育大会 会場地市町選定基本方針
- (2) 第76回国民体育大会 会場地市町選定基準

2 会場地の選定について

(1) 競技会場地となる市町及び競技団体

- ① 正式競技（37競技）、特別競技（1競技）

内定申請に向けて必要な準備期間を確保するため、できる限り早期に選定していくこととします。

- ② 公開競技（5競技）、デモンストレーションスポーツ

競技団体の開催意向を踏まえた上で、市町と協議のうえ、正式・特別の各競技が決定後に選定していくこととします。

(2) 開会式、閉会式会場

内定申請に向けて必要な準備期間を確保するため、できる限り早期に選定していくこととします。

3 競技会場地選定（第1次選定）における考え方

第1次選定にあたっては、

- ① 市町と競技団体との意向が合致していること。
- ② 施設、交通、宿泊など実際の運営に必要な環境が整っており、開催が可能であると見込まれること。
- ③ 競合市町がないこと。

の3点を選定の基本要件としていきます。

4 競技会場地選定（第1次選定）までの進め方

(1) 市町開催意向調査、競技団体会場地意向調査の実施（提出〆切12月21日）

(2) 意向調査に基づく市町・競技団体ヒアリングの実施（1～2月）

意向調査の結果を踏まえ、各市町・各競技団体の意向の詳細、競技会開催の企画内容等を聞き取ります。

(3) ヒアリングの結果を踏まえた第1次会場地選定案の作成（2月予定）

市町と競技団体の意向が合致したものについて、開催に必要な施設、交通、宿泊など選定条件の適合を確認した上で、競合市町のないものを第1次会場地選定案とします。

この時点で選定されなかった競技については、第2次会場地選定に向けて、市町や競技団体との調整に入ります。

(4) 第1次会場地選定案の対象市町・競技団体に対する事前了解依頼（2月～3月予定）

第1次会場地選定案として選定された競技については、会場地となる市町及び当該競技団体に事前に文書で了解を得ます。

(5) 第1次会場地選定案の審議（3月～4月予定）

第2回総務企画専門委員会において、第1次会場地選定案を審議していただきます。

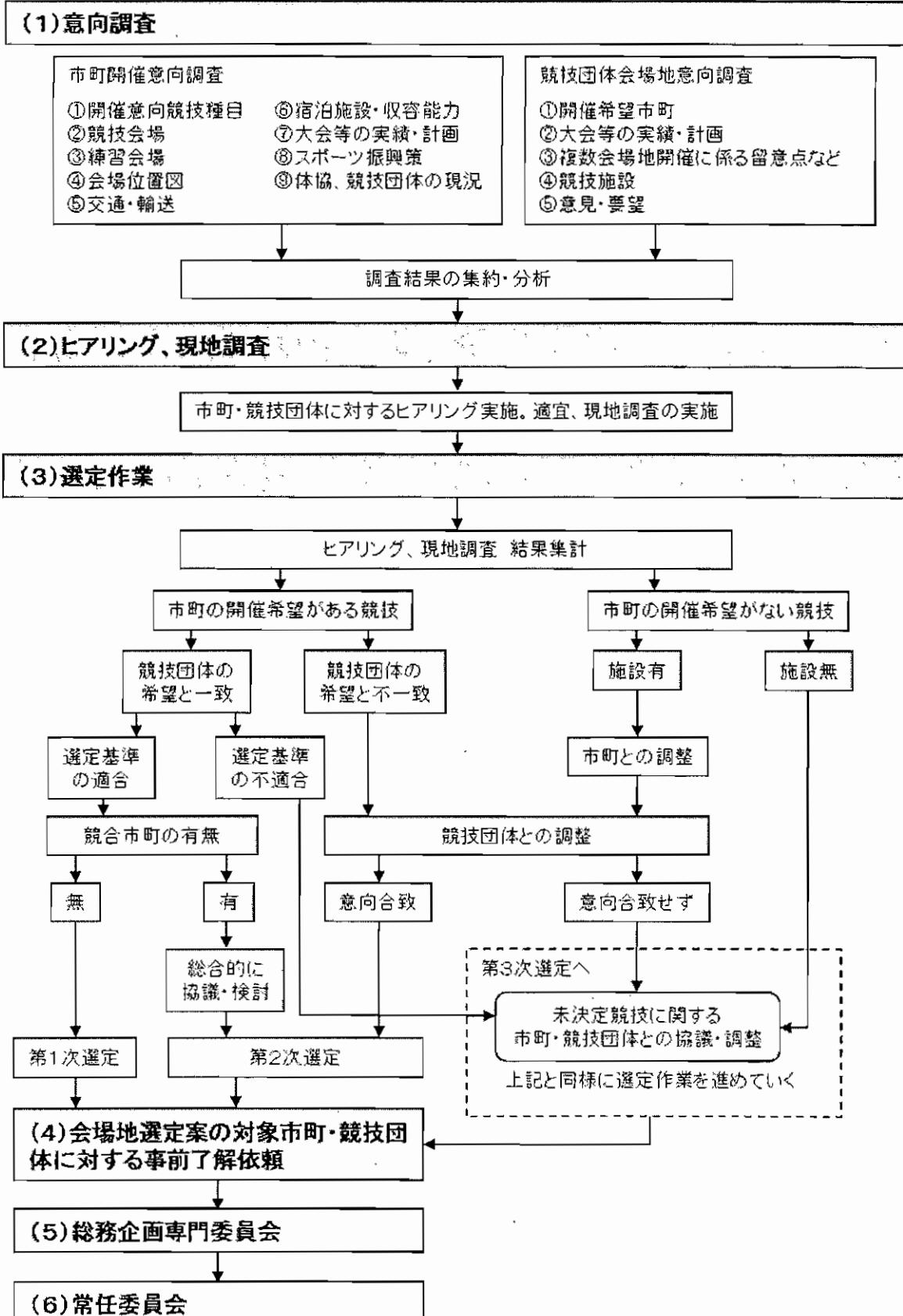
(6) 第1次会場地選定案の審議・決定（4月～5月予定）

第2回常任委員会において、第1次会場地選定案を審議・決定していただきます。

5 第1次選定以降の進め方

第1次選定に向けて実施してきた調査やヒアリングの結果等を踏まえ、市町並びに競技団体と次の選定に向けた個別のヒアリングを行うなど、協議・調整を行っていきます。
(開催希望の変更についても次の選定に向けたヒアリングで確認をします)

【会場地選定フロー】



【参考】第76回国民体育大会 会場地市町選定基本方針

第76回国民体育大会（以下「大会」という。）における会場地は、地方におけるスポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民体育大会の趣旨並びに第76回国民体育大会開催基本方針に基づき、次のとおり選定する。

- 1 全市町において、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ、特別競技のいずれかの競技のうち、1競技以上開催することを原則とする。
- 2 同一競技は、同一市町で行うことを原則とするが、2市町以上で開催する場合は、可能な限り近隣市町で行うこととする。
- 3 競技施設については、原則として、既存施設を活用し、「国民体育大会開催基準要項細則（公益財団法人日本体育協会）」で定める施設基準を満たす施設が県内にあるものについては、当該施設の所在する市町の中から選定することとする。
- 4 会場地の選定にあたっては、市町の開催希望や当該希望競技に係る各種競技会の開催実績・大会後の普及振興に向けた考え方、開催準備・大会運営への積極性などの開催希望競技に対する市町及び住民の熱意を重視するとともに、実施競技団体の意向並びに競技施設の状況、宿泊受入能力、交通の利便性、その他地域の実情・特性等を考慮し、総合的に判断することとする。

【参考】第76回国民体育大会 会場地市町選定基準

第76回国民体育大会（以下「大会」という。）における会場地市町及び開・閉会式会場は、第76回国民体育大会会場地市町選定基本方針に基づき、次により選定する。

1 選定の対象

開・閉会式会場のほか、正式競技と特別競技の会場地とする。

なお、公開競技、デモンストレーションスポーツについては、別途選定する。

2 選定の基準

次の基準を基本に、総合的な判断、評価のもと選定する。

（1）競技会場地

- ① 市町の開催希望と競技団体の意向が原則として合致していること。
- ② 同一競技を複数の市町に分けて実施する場合や開催希望が競合する場合は、大会運営に支障をきたさないようにするとともに、地域のバランスに配慮すること。
- ③ 競技施設は、原則として既存施設を活用することとし、施設の新設・改修等にあたっては、大会開催後の地域スポーツ推進への有効的な活用を考慮するとともに、「国民体育大会開催基準要項細則（公益財団法人日本体育協会）」で定める施設基準（以下、「施設基準」という）を満たすものであること。

なお、施設基準については、対象となる施設の整備状況等を考慮した上で、弾力的な運用を関係機関に対し要請する。

- ④ 競技役員等の確保、付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、大規模大会の実績、地域住民のボランティアとしての参画など、大会運営に必要な環境や実績、体制等が十分整えられること。
- ⑤ 選手・役員の輸送、交通手段及び宿舎を確保できること。
- ⑥ 国体開催に対する熱意があり、開催希望競技をはじめとする開催後のスポーツ振興に積極的に取り組む意欲を有すること。

(2) 開・閉会式会場

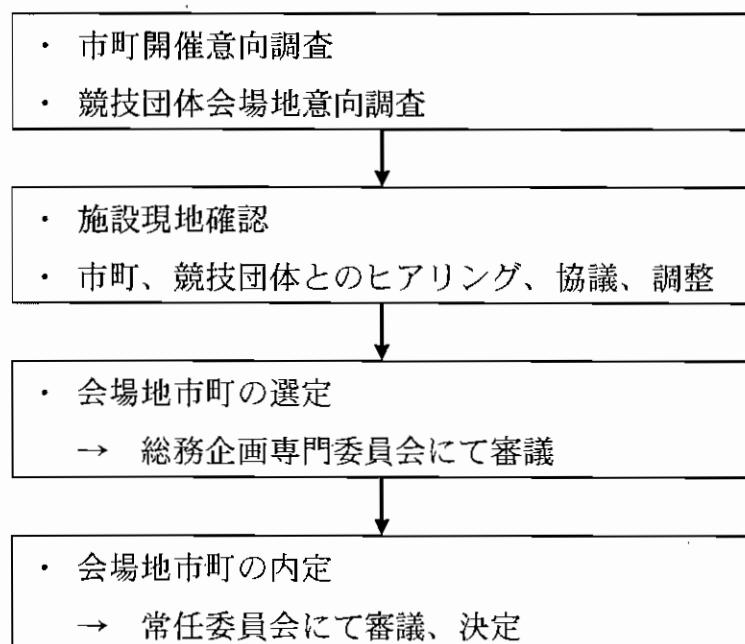
- ① 会場地となる市町から開催に必要な協力が得られること。
 - ② 会場は、原則として既存施設を活用することとし、施設基準を満たすものであること。

なお、施設基準については、対象となる施設の整備状況等を考慮した上で、
弾力的な運用を関係機関に対し要請する。
 - ③ 会場周辺に駐車場等の用地や仮設テント等のスペースが確保できること。
 - ④ 多数の参集者が短時間で集まることのできる輸送・交通手段が確保できること。
 - ⑤ 会場周辺に相当の宿泊受入能力があること。

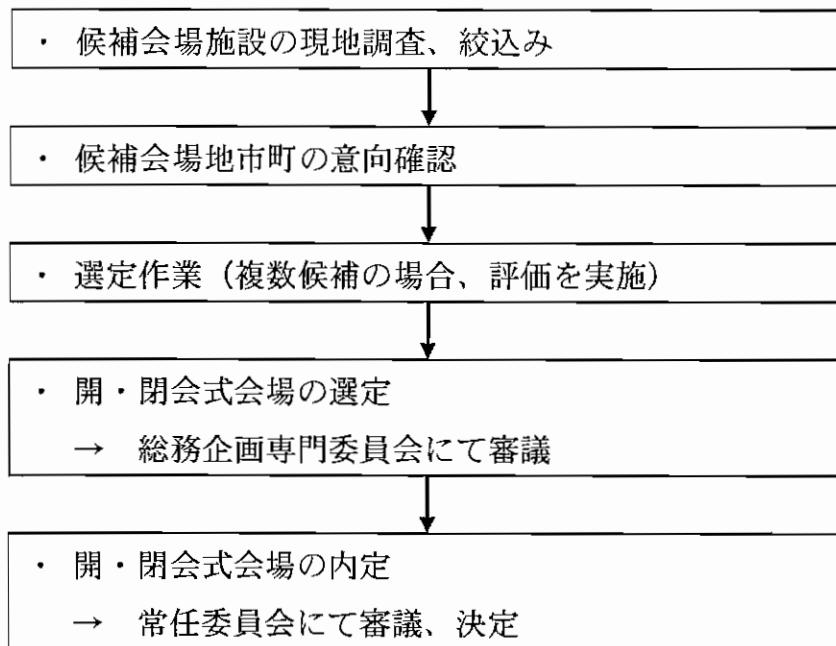
なお、施設基準については、対象となる施設の整備状況等を考慮した上で、
弾力的な運用を関係機関に対し要請する。

3 選定の手続き（概要）

(1) 競技会場地



(2) 開・閉会式会場



第76回国民体育大会 競技施設基準（案）について

1 競技施設基準策定の目的

第76回国民体育大会の開催準備を計画的かつ円滑に推進することを目的に策定するものです。

とりわけ会場地市町の選定に際して、各市町が各自の地域で競技会の開催運営を検討するにあたり、その会場施設や練習会場として求められる要件を確認するために活用するものとします。

2 競技施設基準について

- (1) この競技施設基準は、国民体育大会開催基準要項細則第2項に規定する施設基準および各競技の競技規則ならびに先催県の例等に基づき定めるものです。
- (2) この競技施設基準に定めるもののほか、細部については、それぞれ各競技の競技規則等によるものとします。

3 審議すべき事項

競技施設基準（案）の審議

会場地施設の要件を確認するための基礎資料として市町に提供します。

4 施設基準の変更について

この競技施設基準の内容については、国民体育大会開催基準要項および各競技の競技規則等の改訂にともない、随時変更するものとします。

なお、変更の内容については、次の当専門委員会にて報告します。

5 今後の審議予定

当専門委員会では今度、開催年度までに競技施設基準のほか、開・閉会式会場はじめ各種競技会会場の整備計画についても審議いただく予定です。

第76回国民体育大会市町開催希望調査実施要項（抜粋）

第76回国民体育大会三重県準備委員会事務局

1 調査目的

各市町の競技会開催希望や競技会場、交通事情や宿泊施設等、その他関連する事項を調査し、選定業務の参考とします。

2 調査対象競技

第76回国民体育大会において実施する正式競技（毎年実施競技・隔年実施競技）及び特別競技は、次のとおりです。

○ 毎年実施競技 36 競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、※軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、※なぎなた、ボウリング、ゴルフ、※トライアスロン

<※ 第74回国民体育大会（茨城大会）から毎年実施競技となる競技>

○ 隔年実施競技 1 競技

銃剣道、（※クレー射撃）

※ クレー射撃競技については、平成26年3月までの当該競技団体の状況により正式競技の対象となる場合があります。その場合、同競技については 隔年実施競技の対象となります。

また、同競技が平成26年3月末までに正式競技の対象とならなかった場合、銃剣道競技は毎年実施となります。

○ 特別競技 1 競技

高等学校野球（硬式・軟式）

3 調査内容

- (1) 開催希望及び開催希望競技
- (2) 競技会場
- (3) 練習会場
- (4) 会場位置図
- (5) 競技会場への交通・輸送
- (6) 市町内宿泊施設数及び収容能力
- (7) 大会・競技会等の実績及び計画
- (8) スポーツ振興等に対する取組及び国体を契機とした地域活性化の計画
- (9) 体育協会・競技団体の現況

第76回国民体育大会競技団体会場地希望調査実施要項（抜粋）

第76回国民体育大会三重県準備委員会事務局

1 調査目的

各競技団体から競技会場地希望等を調査し、会場地市町及び競技施設の選定を円滑に推進することを目的とします。

2 調査対象競技団体

第76回国民体育大会において実施する正式競技（毎年実施競技・隔年実施競技）及び特別競技は、次のとおりです。

○ 毎年実施競技 36 競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウェイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、※軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、※なぎなた、ボウリング、ゴルフ、※トライアスロン
 <※ 第74回国民体育大会(茨城大会)から毎年実施競技となる競技>

○ 隔年実施競技 1 競技

銃剣道、（※クレー射撃）

※ クレー射撃競技については、平成26年3月までの当該競技団体の状況により正式競技の対象となる場合があります。その場合、同競技については隔年実施競技の対象となります。

また、同競技が平成26年3月末までに正式競技の対象とならなかった場合、銃剣道競技は毎年実施となります。

○ 特別競技 1 競技

高等学校野球（硬式・軟式）

3 調査内容

- (1) 開催希望市町について
- (2) 大会・競技会等の実績及び計画について
- (3) 複数会場地開催について
- (4) 県内競技施設の状況について
- (5) その他

6 南部地域活性化に向けた取組状況について

1 現在の取組状況等について

南部地域の活性化については、若者の雇用の場の確保と定住の促進を目標とする南部地域活性化プログラムに基づき、地域の実情に応じて、市町等と連携した課題の解決や活性化に向けた取組を進めています。

(1) 南部地域活性化推進協議会等について

13市町、有識者、県で構成する「南部地域活性化推進協議会（以下「協議会」という。）」において、南部地域活性化基金（以下「基金」という。）を活用した事業化や集落支援モデルの構築事業等の協議、南部地域の活性化に関する情報共有を図っています。

協議会においては、8月に、基金を活用した事業計画案2件（紀南農業・農村担い手対策事業、漁業の担い手育成事業）の認定を行うとともに、11月には、平成25年度に向けた事業計画案（移住交流推進事業、幹線道路を活用した誘客促進事業、子どもの教育推進事業等）の協議・認定を行いました。

(2) 三大都市圏における「移住フェア」の開催

南部地域への移住を促進するため、三大都市圏における「移住フェア」を開催することとし、市町と取組を進めています。

大阪においては、9月に、「ふるさと回帰フェア」に出展するとともに、奈良・和歌山県と「紀伊半島移住セミナー」を開催しました。東京においては、11月に、県として初の試みである「三重県移住フェア」を開催しました。名古屋においては、平成25年3月に岐阜県と共にフェアを開催するための準備を進めています。

(3) 雇用の創出

南部地域では働く場の確保が大きな課題であることから、農林水産物などの地域資源を活用し、新たなビジネスを展開しようとする事業者と連携して、10名の雇用の創出を図りました。

(4) 集落支援のモデル的な取組

南部地域では、集落機能が弱くなっている地域が増えていることから、モデル地域を選定し、市町・大学と連携して集落機能を維持するための取組を進めています。9月に、慶應義塾大学等の学生が尾鷲市早田および近隣集落において、四日市大学の学生が志摩市渡鹿野島においてフィールドワークを実施し、学生の目から見た集落が抱える課題への対応策や地域資源を活用し

た取組等についての意見交換が行われました。今後も、それぞれの地域において、大学生等の参画を得て、具体的な取組を協議していきます。

なお、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町において、三重大学と連携して、平成 25 年度からの取組に向けた準備を進めています。

2 平成 25 年度の取組方向、主な事業について

(1) 基金の活用について

南部地域の活性化を図るため、関係市町等と検討・協議を重ねた結果、下記の複数市町が連携した取組等について、基金を活用して、支援していきたいと考えています。

① 移住交流推進事業

「空き家調査」（尾鷲市、志摩市、大紀町）や「田舎暮らし体験」（熊野市、大紀町、紀北町）など、移住交流の推進に向けた複数市町の取組。

② 幹線道路を活用した誘客促進事業

複数市町が連携して取り組むサニーロード（玉城町、度会町、南伊勢町）、R42 号（大台町、大紀町、紀北町）を活用した誘客促進の取組。

③ 子どもの教育推進事業

地域を担う人材を育成するため、複数の市町が連携して取り組む、地域への愛着心を育む子どもの教育の取組（高校生を対象：大台町、南伊勢町）。

小学生を対象：大台町、大紀町）。

④ 企業立地セミナー開催事業

南部地域における企業誘致を促進するため、複数市町が連携して取り組む都市部での企業立地セミナーの開催（伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町）。

⑤ 婚活支援事業

若者世代の流出や少子化が著しい南部地域において、市町等が行う婚活支援の取組（鳥羽市、熊野市、大台町、玉城町、南伊勢町、紀宝町）。

⑥ 地域資源を活用した雇用創出事業

地域資源を活用して新しい事業展開や事業拡大を行う事業者に対し、新たな雇用の創出を支援（南部地域の 13 市町の事業者を対象）。

⑦ その他の事業

平成 24 年度からの継続事業である紀南農業・農村担い手対策事業（熊野市、御浜町、紀宝町）や漁業の担い手育成事業（尾鷲市、志摩市）等。

(2) 移住・定住促進に向けた情報発信および集落支援のモデル的な取組

引き続き、三大都市圏において移住・定住促進に向けた情報発信等を行うこととし、東京では、平成 25 年夏に開設を予定している首都圏営業拠点において「移住相談会」を開催する予定です。

また、集落機能を維持するため、市町・大学と連携して、モデル地域において、引き続き集落が抱える課題に対する地域住民の主体的な取組を支援していきたいと考えています。

南部地域の活性化に向けた課題は、幅広い分野にかかわることから、関係市町、県庁各部局と連携しながら、効果的・効率的な事業展開に努めるとともに、若者の雇用の場の確保や定住の促進に資する取組等を着実に進めています。

南部地域活性化に向けた取組

～若者の働く場の確保と定住の促進に向けて～ 平成24年度予算額 98,771千円(県費 69,000千円)

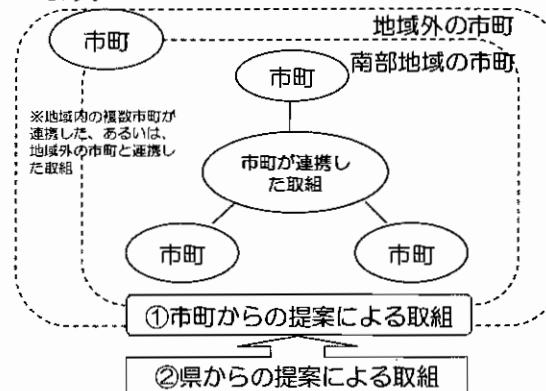
南部地域活性化推進課
平成24年12月現在

南部地域では、若者世代の人口の流出と高齢化が進行しています。このことをふまえて、市町と連携して、若者に焦点をあてながら、働く場の確保、定住の促進を進めるとともに、あらゆる世代がいきいきと住み続けていくための戦略的な取組を進めます。

複数市町が主体となった取組等

1. 南部地域活性化基金事業 55,000千円

複数の市町が連携して、若者の働く場の確保、定住の促進に向けた取組を進めるための基金を設置します。基金を活用した事業は、①市町からの提案による取組、②県からの提案による取組で構築します。



南部地域活性化推進協議会 [H24.5設置]

- ・市町が連携した取組をコーディネート
- ・基金事業計画案の協議・認定等



2. 南部地域活性化推進事業 9,000千円

地域住民の皆さんの主体的な取組を支援し、複数の市町が連携した取組などをコーディネートするための仕組みづくりを、市町や有識者と連携して進めます。
また、移住・定住促進に向け、三大都市圏における移住フェアの開催など南部地域全体での取組を進めます。

市町と連携した県の取組

3. 集落支援モデルの構築事業 5,000千円

地域住民の皆さんのがんばりの場である集落を支援するモデルを構築します。



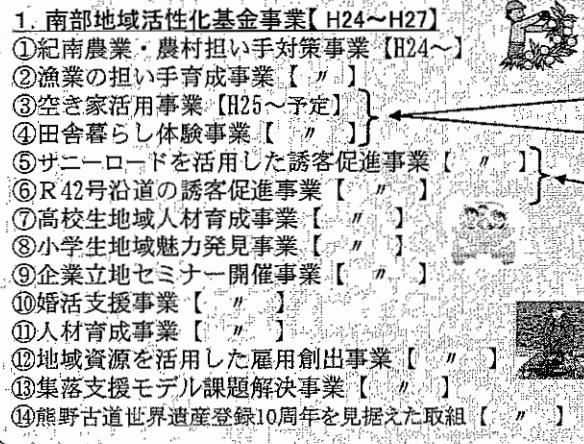
集落の課題に応じて、県と市町、大学等のさまざまな主体が連携した取組

モデル地域での取組で得られたノウハウをもとに市町内の他の地域に波及させていくことは市町が行い、県はモデル地域間の連携や市町間の連携を担います。

4. 地域資源活用型雇用創出事業 29,771千円

地域資源を活用した取組を進めようとする企業等と連携して、雇用の創出を図ります。

現在の取組・検討状況等



2. 南部地域活性化推進事業 [H24~H27]

- (1) 部会の設置 [H24~]
- ①集落支援・空き家活用部会
課題の抽出や、空き家活用の方策等について協議。
 - ②移住・交流部会
移住交流事業など各市町の受入体制づくり等を協議。
 - ③観光・交流部会
サニーロード、R42号の沿道観光の取組等について協議。
 - ④起業支援部会
関連する県事業の説明、各市町の課題・取組について情報共有。
- (2) 移住フェアの開催等
- 三大都市圏における移住フェアの開催 [H24]
大阪：9月29日、東京：11月23日・24日、名古屋：未定
 - 地域の受入体制づくり [H24~]

3. 集落支援モデルの構築事業 [H24~H27]

- 市町、県、大学が連携して、地域の現状把握、将来像の策定、集落の課題に対応する具体的な取組の展開に向けた支援等を行う。
- 尾鷲市早田地域および近隣集落：慶應義塾大学との連携 [H24~]
 - 志摩市渡鹿野島：四日市大学との連携 [H24~]
 - その他地域：南伊勢町、紀北町、御浜町において、H25年から取組を開始するモデル地域（各町1地域）の選定作業（三重大学との連携） [H24]
 - ※紀宝町浅里地区でもH25から取組開始予定

4. 地域資源活用型雇用創出事業 [H24]

- 緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、新規ビジネスへの人件費を支援。
- 8事業者と委託契約を締結し、10名の雇用を創出。

対象市町（13市町）：伊勢市、鳥羽市、尾鷲市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町

7 東紀州地域における集客交流について

1 現状

東紀州地域は、多様で豊かな自然や歴史、文化を有し、平成16年7月の「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録や最近の聖地ブーム等により注目を集める地域になっています。

さらに、平成19年の熊野古道センターや平成21年の紀南中核的交流施設のオープンなど地域内の整備も進み、県内でも有数の観光資源を持つ地域となっています。

また、近畿自動車道の紀勢大内山ICまでの開通により、関西圏・中京圏からの当地域へのアクセスも向上し、平成22年には、東紀州地域の観光入込客数は約161万人、熊野古道来訪者数は約28万人となりました。

しかしながら、昨年は、紀伊半島大水害の影響により東紀州地域の観光入込客数は前年比約7万人、熊野古道来訪者数は約3万人減少し、今なお十分には回復していない状況にあります。

2 課題

今後、高速道路ネットワークの延伸や平成25年の伊勢神宮式年遷宮、平成26年の熊野古道世界遺産登録10周年といった、東紀州地域の集客にとって大きなチャンスが訪れます。この絶好の機会を逃すことなく、5市町等多様な主体と連携し、地域のコーディネーターである東紀州観光まちづくり公社、集客交流拠点施設である熊野古道センターおよび紀南中核的交流施設を活用しながら、東紀州地域への集客交流の取組を一層進める必要があります。

また、紀伊半島大水害の風評などにより減少した来訪者の回復に、引き続き、関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。

3 集客交流の取組

① 県の取組

県では、熊野古道の多様な魅力を紹介し、繰り返し訪れることができるよう、自然や歴史、伝承などをテーマとした新たな視点による「熊野古道伊勢路ウォーク」のルート提案やモデルウォークを行っており、今年度は、11月10日に、「自然」をテーマにツヅラト峠においてウォークを実施しました。

また、来訪者増や滞在促進等へつなげるため、観光地、特産品、店舗、人物など地域の魅力を紹介する情報誌「みよら東紀州」を年4回発行し、県内のサービスエリアや道の駅等で配付・PRしており、12月1日には、第7号を発行しました。

さらに、熊野古道の価値や魅力を地域の人びとが自ら紹介していく「熊野古

道まちなか案内所」の設置を進めており、今年度の3箇所を加え、11箇所となっています。

来訪者の利便性向上のため、この案内所を核として地域の案内機能の充実を図るとともに、東紀州地域の主要ＪＲ駅や道の駅等から熊野古道へ誘導するサインの整備も進めています。

このほか、国内外へ情報を発信するため、奈良県、和歌山県と連携して、11月に実施した東京駅での観光ＰＲや広域的な旅行プランの提供などに取り組むとともに、熊野古道伊勢路を世界へ発信できるようホームページの充実に取り組んでおり、英語版、中国語版、韓国語版に加え、本年度は、スペイン語、ポルトガル語、フランス語のページを作成しています。

② 東紀州観光まちづくり公社の取組

東紀州観光まちづくり公社においては、熊野古道伊勢路を核とした旅行商品等の企画・造成につなげるため、三大都市圏へエージェントセールスを行うとともに、東紀州地域の魅力発信の一環として、プレス＆フィルムコミッショニングを通じたテレビ番組などの誘致に努めています。

また、地域の自然、歴史、文化を生かしたモデルツアーやスケッチコンテスト等を実施するなど、地域におけるさまざまな楽しみ方を提案しています。

加えて、伊勢から熊野への流れを創り出すため、「熊野古道伊勢路霊場巡拝めぐり」に取り組み、神社仏閣の洗い出し、巡礼コースの設定や巡礼ストーリー創りなどをを行っています。

さらに、みえ熊野学や熊野古道に関して地域外の人びとの理解と関心を深めるため、三大都市圏における文化講座を開催するとともに、現地ツアーを通じて、東紀州地域の魅力を広く発信するなど、来訪者の増加につなげる取組を実施しています。

③ 今後の方針

現在、熊野古道世界遺産登録10周年に向け、市町担当課長で構成する世界遺産登録10周年事業企画委員会や同委員会の中に地域の民間事業者などの参画を得て組織した部会において、事業内容や地域の受入態勢について検討を進めしており、関係者と連携して10周年事業の実施につなげていきます。

また、来年度は、熊野古道世界遺産登録10周年に向けて、熊野古道を核とした地域の資源を活用したイベントの実施や地域からの情報発信を強化するなど、関係機関と連携して東紀州地域の集客交流を図っていきます。